

## 認定新技術等実証計画の内容の公表

### 1. 認定をした年月日

平成31年4月8日

### 2. 認定新技術等実証実施者の名称

株式会社エンビプロ・ホールディングス及び株式会社しんえこ

### 3. 認定新技術等実証計画の目標

IoTを活用した広域リサイクルの実証において、循環利用率の向上、スケールメリットを生かした費用削減、民間事業としての持続可能性を検証する。また、回収におけるCO2の排出削減や、回収率や循環利用率の向上を通じて、次世代の資源循環型社会の推進に貢献することを目指す。

### 4. 認定新技術等実証計画の内容

#### (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

IoTを用いた次世代型広域リサイクルの実証

#### (2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

申請者は、長野県北部の13市町村に回収ボックスを設置し、住民から資源物（古紙、古着及び金属類）を回収する。回収ボックスに装備したIoTセンサーにより各回収ボックスの資源物の堆積率を測定し、WEBサービスを通じて遠隔で把握した情報により、システムによるアルゴリズム解析により、リアルタイムで、最も回収効率が高い回収ルートに沿って回収を行う。回収した資源物を、松本市及び安曇野市に設けた資源マネジメントセンターで循環利用を行う。

実証の実施にあたり、各市町村並びに回収ボックス設置場所及び資源マネジメントセンターの周辺の住民に対し、実証の内容及び方法について事前説明を行う。

#### (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証の目的に照らし、以下の①から③まで項目を検証する。

- ①回収単位量あたりのコスト及び循環利用単位量あたりのコストに関するデータを分析し、本実証により効率的な回収・循環利用が行われたことを検証する。
- ②循環利用量及び循環利用率を、市町村ごとの前年以前の実績と比較して、循環利用される資源物が増加することを検証する。
- ③資源物の回収と循環利用に関するトレーサビリティのデータを分析し、本実証において不適正処理がないことを検証する。

### 5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

#### (1) 実証期間

2019年4月10日から2020年4月9日まで（1年間）

#### (2) 実施場所

長野県松本市、安曇野市、塩尻市、大町市、池田町、山形村、朝日村、筑北村、麻績村、生坂村、白馬村、小谷村及び松川村

※資源マネジメントセンターは、長野県松本市及び安曇野市に所在。

### 6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

本実証の参加者（回収ボックスを設置する土地の管理者）から書面で同意を得る。

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

(1) 新技術等関係規定

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～5 （略）

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～16 （略）

(2) 参考となる通達等

- ・環整第43号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日（改定 昭和49年3月25日 環整36号））
- ・引越時に発生する廃棄物の取扱いマニュアルについて（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）（平成15年2月12日）
- ・規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容なし